平成 21 年５月 28 日

各　　位

東京都千代田区二番町５番地５
会社名　２１ＬＡＤＹ株式会社
代表者名　代表取締役社長　藤井　道子
（コード番号　３３４６　）
情報取扱責任者:経営管理担当取締役 北川 善裕

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

平成 21 年５月 28 日開催の取締役会において、平成 21 年６月 29 日に開催予定の定時株主総会に、下記のとおり資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の理由

今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的とするものであります。会社法第 447 条第１項及び第 448 条第１項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を行った上で、それぞれその他資本剰余金に振り替えいたします。その他資本剰余金については、会社法第 452 条の規定に基づき、繰越利益剰余金に振り替えることで損失処理を行うものであります。

なお本件は発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたします。株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

なお、今回の減資にて当社の純資産及び発行済株式総数にも変更はございませんので、一株当たりの総資産に変更を生じるものではございません。

２．資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の方法

（１）資本金の額の減少の要領

①当社の資本金の額771,632,800円のうち671,632,800円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

②資本金の額減少の内容

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。減少する資本金の額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

（２）資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第１項の規定に基づき、当社の資本準備金646,875,000円のうち546,875,000円を減少し、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

（３）資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成21年８月１日を予定しております。

（４）剰余金処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、現存するその他資本剰余金200,000,000円を繰越利益剰余金に振り替えることで欠損填補を行い、また、上記「資本金の額減少の要領」における資本金の額減少及び「資本準備金の額減少の要領」における資本準備金の額減少により生じるその他資本剰余金について、繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えることで損失処理を行います。

①減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金　　1,025,120,102 円

②増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金　　1,025,120,102 円

（参考）上記（１）～（４）処理明細　　（単位：円）

	平成 21 年３月 31 日時点の額	各項目の増減額	剰余金の処分	平成 21 年８月１日時点の額（予定）
資本金	771,632,800	△671,632,800	―	100,000,000
資本準備金	646,875,000	△546,875,000	―	100,000,000
その他資本剰余金	200,000,000	1,218,507,800	△1,025,120,102	393,387,698
繰越利益剰余金	△1,025,120,102	―	1,025,120,102	0

３．　日程

（１）取締役会決議日　　平成 21 年５月 28 日

（２）定時株主総会決議日　　平成 21 年６月 29 日（予定）

（３）債権者異議申述催告公告日　　平成 21 年７月　１日（予定）

（４）債権者異議申述催告最終期日　　平成 21 年７月 31 日（予定）

（５）効力発生日　　平成 21 年８月　１日（予定）

４．今後の見通し

この度の資本等の減少、欠損の補填につきましては、「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、本件が当社の業績に与える影響はありません。

また、本件により当社の欠損金は全て解消されることとなりますが、今後も引き続きグループの業績改善に邁進する所存であります。

なお、上記の内容につきましては、平成 21 年６月 29 日開催予定の当社定時株主総会において、「資本金の額減少の件」「資本準備金の額減少の件」並びに「剰余金処分の件」が、承認可決されることを条件としております。

本件に関するお問い合わせ先

２１ＬＡＤＹ株式会社　経営企画担当（倉田・薬師寺）　電話：03-3556-2121

以　上